

中央防災会議「東海地震対策専門調査会」における東海地震に係る地震防災対策強化地域の試案のとりまとめについて

平成14年4月9日
内閣府（防災担当）

1. 東海地震対策専門調査会の審議結果

本日の専門調査会において、大規模地震対策特別措置法に基づく内閣総理大臣からの意見聴取に対する関係都県からの意見を踏まえ、東海地震に係る強化地域に関する検討が行われた。

前回の調査会において強化地域の案をとりまとめ、この案について、地域の災害の実情や防災体制の実情を最も把握している地元地方公共団体の意見を十分踏まえるため、内閣総理大臣より関係8都県知事に対し意見聴取を行った。

内閣総理大臣より意見聴取した案に加え、山梨県、長野県、愛知県及び三重県の4県より、合計34市町村について追加指定要望があった。（資料1、2、3）

これらの追加指定要望については、地域について詳細にみた場合著しい災害のおそれがあり、警戒宣言に基づく避難・警戒体制をとるべきと判断されるもの、あるいは、近隣の強化地域と密接な連携によって成り立っている地域であり、防災体制の観点から強化地域に加えるべきと判断されるものであったことから（資料4）、これらの34市町村を追加した8都県263市町村を専門調査会としての強化地域の試案としてとりまとめた。

この試案を中央防災会議に報告し、幅広い防災行政の観点から中央防災会議でさらに十分調査審議し、強化地域の案を確定していただく予定。

2 . 今後の予定

今月下旬に開催予定の中央防災会議において、強化地域について調査審議が行われ、その結果について内閣総理大臣に対する答申が行われる予定。

これを受けて、今月中にも内閣総理大臣より東海地震の強化地域の指定が行われることとなる。(資料5)

強化地域が指定されると、地域内の地方公共団体は、東海地震に係る地震防災強化計画を策定するとともに、域内の関連民間事業者(百貨店、病院、鉄道事業者等)は6カ月以内に地震防災応急計画を策定することとなる。

また、東海地震対策専門調査会においては、5月以降、強化地域の拡大等も踏まえ、東海地震対策のあり方全般について、今年度中を目途に検討を行う予定。

問い合わせ先

内閣府 地震・火山対策担当 電話：3501-5693

担当：参事官 布村 明彦

参事官補佐 筒井 智紀